

環境社会配慮ガイドライン包括的検討

②対象事業、情報公開

No.	論点番号	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【2.1 対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業 SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及実証ビジネス化事業）及び Green Climate Fund からの受託事業を含めることの要否】					
1.	2.1	P1	現行 GL 施行前から実施している事業で、GL を適用していない事業があるか。ある場合はどのような事業か。（質）	島委員	適用対象となる協力事業は、a.有償資金協力、b.無償資金協力（除く国際機関経由）、c.外務省が自ら行う無償資金協力の事前の調査、d.開発計画調査型技術協力、e.技術協力プロジェクト、及びこれらの協力準備調査です。これら以外の事業、例えば、青年海外協力隊、研修事業、個別専門家派遣等は適用対象外となります。
2.	2.1	P8	GL 施行後の事業に対し適用可否を考える上では、上記 1 質問のような、現行 GL の適用範囲の考え方と事業の性質を踏まえた整理が必要。（コ）	島委員	事業スキームの性質を踏まえて環境社会影響が著しく小さいと考える事業スキームについてはガイドライン対象外としたいと考えます。
3.	2.1	P4	「案件化調査」「普及・実証・ビジネス化事業」での成果物は具体的にどのようなものか。（質）	島委員	案件化調査は、「途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアや ODA 事業での活用可能性を検討し、ビジネスモデルを策定」するものです。また、普及・実証・ビジネス化事業は、「中小企業の製品・技術が途上国の開発に有効であることを実証するとともに、その現地適合性を高め普及方法を検討することを目的とした業務」を行うものです。上記を記載した報告書が成果物となります。
4.	2.1	P4	GCF は独自のポリシー（環境・社会、ジェンダー、先住民族等）を制定しており、GCF 適用案件はこれらのポリシーを満たすことが求められると理解。JICA/GL の遵守はこれらポリシーを満たすとみなせるのか、あるいは別途 GCF ポリシーを満たすための追加手順が必要となるのか。（質）	島委員	JICA 及び GCF の環境社会配慮やジェンダー等のポリシーは概ね同水準ですが、両者に差異がある場合には、GCF 受託事業においてはより高い基準を満たす予定です。
5.	2.1	P8	論点 2.2.1：事業内容に近いものがあることから、留意点検討においては JETRO ガイドラインを参考にしてはどうか。（コ）	島委員	他機関の事例も参照します。

No.	論点番号	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
6.	2.1	P 2	中小企業案件では、「案件化調査、普及・実証ビジネス化事業について、環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針」の継続が望ましい。中小企業の経営者がビジネス化において十分な環境社会配慮を行うことは相当な負担であり、困難を伴う。（コ）	山岡委員	「SDGs ビジネス支援型」「中小企業支援型」とも、JICA GL を適用し環境社会に大きな影響を及ぼす可能性がある提案は実施しないという方針としています。
7.	2.1	P 2	大企業対象の「SDGs ビジネス支援型」において、ビジネスの視点で企業は環境社会配慮の扱いを軽視する可能性がある。実績どおり、カテゴリ C 以下だけを事業対象としてはどうか？（コ）	山岡委員	「SDGs ビジネス支援型」「中小企業支援型」とも、環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針としています。提案企業が適切な配慮を行うよう協議します。
8.	2.1	P 6	GCF の事業でカテゴリ C 以上が想定される具体的な事業は何があるのか？（質）	山岡委員	採択済案件のうち、カテゴリ A・B に該当する案件もあります。個別案件の詳細は、GCF の HP に掲載されています。 https://www.greenclimate.fund/what-we-do/projects-programmes 以下は一例です。 カテゴリ A： ・太陽光及び揚水発電所建設事業（FP115、チリ、MUFG） ・高速バス輸送システム（BRT）建設事業（FP085、パキスタン、ADB） カテゴリ B： ・気候変動適応策に資する農村支援（FP107、ブータン、UNDP） ・改良かまど普及事業（FP103、ケニア、セネガル、GIZ）
9.	2.1	P4	民間連携事業については、GL の適用範囲は、記載されている現状通りでよいと考えます。案件募集時にさらに周知いただきたい。（コ）	寺原委員	案件募集時に周知します。
10.	2.1	P4	規模と内容次第と考えます。対象プロジェクトとプログラムに対しては、贈与、融資、保証、出資があるようですが、他の JICA スキームとの整合性なども検討してください。（コ）	寺原委員	P.4 に述べられている JICA スキームはいずれも、提案企業に対する委託契約です。

No.	論点番号	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
11.	2.1	全体	今後、新たな事業が増える可能性があるため、このような際に、GLの適否をどのように取り扱うかについて、基本的な考え方を整理しておいた方がよいと思われます。これは、事業選択の基準全体の議論と関連しますが、特にカテゴリ分類の考え方に関連します。（コ）	林委員	事業スキームの性質を踏まえて環境社会影響が著しく小さいと考える事業スキームについては JICA GL 対象外としたいと考えます。
12.	2.1	全般	他の国際金融機関の中で、GCF 事業を行った例はありますか。またある場合には、どのような環境社会面の配慮を行っているかわかりますか。（質）	林委員	2019年12月末時点で、95機関がGCFの認証機関として承認を受けており、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、フランス開発庁（AFD）、ドイツ復興金融公庫（KfW）、欧州復興開発銀行（EBRD）、欧州投資銀行（EIB）等、様々な国際金融機関がGCF受託案件を実施中です。 各機関とも、自機関及びGCFの環境社会配慮ポリシーを踏まえた対応を行っているものと理解しています。
13.	2.1	全般	世銀の旧セーフガードポリシーからESFに変わった際に、カテゴリ分類の考え方が変わっていますが、本件は、この辺りの検討（2月10日の課題）と関連していると思います。（質）	林委員	ご指摘の通り、具体的には、論点3.1「世銀のESFのうち、世銀が満たすべき要件を示すEnvironmental and Social Policyで規定されたカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否」にて議論したいと思います。なお、過去のOP4.01で採用されていたカテゴリ分類（A, B, C, FI）とESFのリスク分類の関係性に関する世銀の説明はないこと、また、GLのカテゴリ分類と比較すると、ESFのリスク分類は、借入人の能力やコミットメント等、分類に際して考慮する項目が異なるものと考えています。
14.	2.1	P6	GCFの案件承認プロセスや環境面の配慮手続きとの整合性はどのようになっていますか。（質）	林委員	No.4の回答を参照ください。
15.	2.1	P8	他の事業と同様に、民間連携事業についても、同じ考え方のもとGLへの適用を検討すべきと考えます。（コ）	林委員	中小企業・SDGsビジネス支援事業のうち、「案件化調査」「普及・実証ビジネス化事業」については、JICA GL適用対象としています。「基礎調査」については、従来どおり情報収集が主な目的です。
16.	2.1	2-3	海外投融資事業に対しては、有償資金協力にあたるため、既にFAQでは適用ありと説明されているように、今回のGL改定において、記載して明確化することが必要があると考えます。（コ）	作本委員	ご指摘いただいた点につき、対応を検討します。

No.	論点番号	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
17.	2.1	P2,3,5	<p>中小企業・SDGs ビジネス支援型事業については、「対象とする協力事業にはあたらない」ものの、FAQで「GLの適用対象となります」と記述し、運用上も、基礎調査のメニューを除く案件化調査と普及・実証・ビジネス化事業のメニューについて、GLを適用してきた経緯があり、今回のGL改定において、わかりやすく記述する必要がある。JICAの配布資料5Pに、全体図がわかりやすく紹介されているので、これをうまく文章表現されて、GL適用の場合を整理できれば、大変有り難い。</p> <p>なお、3P最後の行の文章に「案件化調査、普及・実証ビジネス化事業について、環境社会に基大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針である」と記述されているが、大変立派な内容だが、JICAがかような方針を常に堅持するのは必ずしも容易でないと予想される。もし仮に必要なあるならば、GLに原則的な考えの一端だけを挿入しておく方法もあり得るか考える。（コ）</p>	作本委員	<p>中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、現行の運用通り、JICA GLを適用環境社会に基大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は実施しないという点を継続する点について、関係部とも調整します。</p>
18.	2.1	P6	<p>今後追加予定の受託予定のGreen Climate Fund (GCF) の認証機関事業については、JICAの過去の実績が国際的にも評価されて、国連からの委託を受けられる事業だと考えます。GLを適用する方向で調整中とありますので、好ましいことと思います。</p> <p>ただ、この認証判断において、JICAのGLをもしそのまま適用するとした場合においても、6Pにご指摘の通り、「GCFの規程、要件等を踏まえつつ、GLを適用」する方向が望ましいと思われ。具体的なファンド内容はわかりませんが、今回のGL改定で十分に対応できるのかどうか分かりませんので、将来においても発展的に対応可能となるような表現が望ましいと思われ</p>	作本委員	<p>ご指摘の通り、GCF受託事業へのGL適用はGCF側のGLも踏まえて必要事項を整理し対応を検討する予定です。GCF以外の他の受託事業については、内容が多岐にわたりますので、個別にGL適用可否を判断することを考えております。</p>

No.	論点番号	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
			ます。この場合、JICAに他の委託事業も将来発生す可能性があるかもしれませんので、受託事業全般に対する包括的なGLの枠組みを併せて整備準備できれば、効率的かと思われます。（コ）		
19.	2.1	P2	従来「中小企業海外展開支援事業(案件化調査、普及実証事業)」をGL適用対象としてきた事、およびそれによる問題は発生していましたか。（小規模・短期間の事業において効率性が損なわれたなど。）（質）	柴田委員	提案企業より予算的制約のある中で、環境社会配慮団員の配置やモニタリングの実施等を行うことにより、事業の効率性が損なわれるという指摘を受けたケースがあります。
20.	2.1	P2	従来の「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査」、及び「開発途上国の社会経済開発のための民間技術普及促進事業」がGLの適用対象でなくなった経緯を教えてください。（質）	柴田委員	現行の普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）の前身である「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス調査）及び「開発途上国の社会経済開発のための民間技術普及促進事業」については、現行のJICA GL施行後に開始されたスキームです。運用上はJICA GLの適用対象として、全件環境社会配慮手続きを行っています。
21.	2.1	P3	従来「中小企業海外展開支援事業(案件化調査、普及実証事業)」をGL適用対象としてきた理由は、GLの「協力事業」の定義に該当するからですか。また、中小企業・SDGsビジネス支援事業の「中小企業支援型」における基礎調査、案件化調査と、従来の中小企業海外展開支援事業の案件化調査の制度的な違い、実質的な（中身の）違いがあれば教えてください。（質）	柴田委員	ご理解の通り、「協力事業」の定義と照らし合わせた上で検討を行ってまいりました。基礎調査は、途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの検討に必要な基礎情報の収集を支援するものです。案件化調査は、「途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性を検討し、ビジネスモデルを策定」するものです。また、普及・実証・ビジネス化事業は、「中小企業の製品・技術が途上国の開発に有効であることを実証するとともに、その現地適合性を高め普及方法を検討することを目的とした業務」をするものです。
22.	2.1	P3	中小企業・SDGsビジネス支援事業について、「案件化調査、普及・実証ビジネス化事業について、環境、社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針」とありますが、新技術の導入等により環境、社会に与える影響が不明、不確実であるといった状況は想定されませんか。（質）	柴田委員	多くの採択事業は、日本国内等で実際に適用・販売されている技術・製品の普及を目的としており、日本の環境社会配慮関連の法規等に則った設計がなされていることから、そのような状況は想定されません。また採択時に環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は実施しないとする事で回避していきたいと考えています。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
23.	2.1		中小企業・SDGs ビジネス支援事業についてGL適用対象とする場合は、GLを適用することでビジネスのリスク管理に資するように適用の方法を工夫するなど、効率性を損なわず、かつ、事業効果の最大化に資するように適用方法を考えると良いと思われ ます。（コ）	柴田 委員	ご指摘の点につきまして、本事業担当部に伝達します。
24.	2.1	P8	Green Climate Fund からの受託事業は Large の規模などは特に大規模な開発を伴う事業になることが予想されます。また、特に適応タイプの事業は地域の災害レジリエンスに大きな変化をもたらし、場合によっては災害リスクを慎重に検討する必要のある事業も生じうると考えられます。規模やリスクに応じて適切にGLが適用される事が望ましいと考えられます。（コ）	柴田 委員	GCF 受託事業については、JICA GL の適用対象とする方向で調整をはじめております。GCF 側にも GL が存在するため、JICA GL との整合性を確認し、双方 GL に照らして必要な対応が行われるよう検討を行います。
25.	2.1	P8	Green Climate Fund からの受託事業の中でも適応タイプ（横断タイプも）の事業は ECO-DRR（自然環境を活用した防災・減災）のような事業も想定されます。このようなものは、地域の自然環境に重大な変化をもたらすだけでなく、生物多様性の確保にも正の影響を与える場合も考えられます。このような事業へのGLの適用を通じて、GL 自体へのフィードバックや、他の協力事業への波及などに繋げていけるよう、GL の適用方法を工夫できると好ましいと考えます。（コ）	柴田 委員	GCF 受託事業について、地域の自然環境や生物多様性に正の影響を与える可能性を視野に、事業の検討を行う計画です。また、JICAGL 自体へのフィードバック、他の協力事業への波及なども事業の教訓を抽出する中で対応していくことを考えています。
26.	2.1		原則として全ての事業についてガイドラインの対象とするような枠組みを設定し、影響が想定されないものはカテゴリ C として扱う形とすること。（コ）	村山 委員	JICA GL では、a.有償資金協力、b.無償資金協力（除く国際機関経由）、c.外務省が自ら行う無償資金協力の事前の調査、d.開発計画調査型技術協力、e.技術協力プロジェクト、及びこれらの協力準備調査等の協力事業は適用対象としています。事業スキームの性質を踏まえて環境社会影響が著しく小さいと考える事業スキームについては JICA GL の対象外としたいと考えます。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
27.	2.1		現段階でガイドラインの対象になりうると考えられる事業とともに、今後新たに提案される事業も含めた取り扱いができるように、ガイドラインの記載を追加すること。 （コ）	村山 委員	JICA GL への記載方法につきまして検討します。
【2.2 協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否】					
28.	2.2	P7	ADB と民間金融機関の協調融資を例にとると、コンサルタントが作成する環境・社会デューデリジェンスレポートにおいて、結論として ADB/SPS の遵守を評価し、ギャップ分析を行った表と、エクエーター原則・IFC/PS の遵守評価・ギャップ分析を行った表がそれぞれ添付される場合がある。概ね同内容ながら別々の表を作成する必要があることから、事業者・コンサルに重複感ある作業を求めている現状となっている。（コ）	島委員	いただいた事例や現状について今後の参考にします。重複感ある作業を省略し、十分な環境社会配慮を確保する方法について検討してまいります。
29.	2.2	P7	本スライドから、世銀・ADB は以下のようなアプローチと理解します。 ・WB：（すべての面において）要求が厳しい金融機関のポリシーに合わせる。 ・ADB：各金融機関のポリシーの厳しい要件取りをする。 運用面を想像すると ADB の方がやりやすいように思いますが、条件が定量的なものは（EIA 公開日数など）は容易に判断できる一方、質的に異なる条件があった場合にどう判断すべきか難しい。（実際にどのような条件があるかわかりませんが）（コ）	島委員	ご指摘のとおり、助言委員会のプロセスや情報公開の要件といった JICA 特有のプロセスの取り扱いなどが、定量的にも質的にも他の協調融資機関と異なる要件として課題となります。相手国にとっては協調融資先が同じ歩調で環境社会配慮手続きを進めることが効率的と考えられます。いただいた事例や現状について今後の参考にします。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
30.	2.2	P8	<p>コモンアプローチの採用によって事業者の負担軽減に寄与することが期待されますが、実態は以下のように検討の順番が変わるだけであり、総作業量としては大きく変わらないように思います。</p> <p>≫コモンアプローチ採用：各ポリシーの要求水準比較→厳しいほうの選定→厳しいほうのポリシーで遵守評価</p> <p>≫ コモンアプローチ不採用：ポリシーごとに遵守評価（コ）</p>	島委員	<p>協調融資の機会が多い機関については、個別事業での審査に先駆けて、相互のポリシーの要求水準・運用能力を比較し、相手機関のポリシーに依拠する判断を行える場合にはその後の当該機関との協調融資案件にコモンアプローチを適用する可能性も考えられます。いただいた事例や現状について、今後の参考にします。</p>
31.	2.2	P7	<p>協調融資案件において、他のドナー等と調整するにあたっては、どのような考えのもと JICA は環境社会配慮の支援と確認を行うべきかについて、支援を受ける政府の混乱を避け、効果的・効率的な EIA の推進が求められる。したがって、協調融資案件のコモンアプローチを JICA と国際融資機関との間で検討すべきではないか？コモンアプローチの 1 本化を目指して、当面はプロジェクトベースで調整し、決定するべきではないか？（コ）</p>	山岡委員	<p>ご指摘の点につきましては、29 番の回答のとおり課題があります。十分な説明や個別事業のもつ性質への理解を深め、対応します。</p>
32.	2.2	P7	<p>世銀においてコモンアプローチの事例が未だにない理由は何か。案件ごとに新たな手続きを策定・合意するのは逆に手間が増えるのではないか。（質）</p>	田辺委員	<p>世銀の事業実施状況については詳細を把握していないため、ご回答は差し控えさせていただきます。</p>
33.	2.2	P7	<p>JICA にとってコモンアプローチを採用するメリットはあるのか。（質）</p>	田辺委員	<p>「コモンアプローチ」を運用する場合でも、基本的には個別事業の性質等を十分に精査した上で適用可能性を検討すべきものと理解しております。援助機関及び被援助国政府双方にとって、効率的且つ効果的な環境社会配慮方法を事業毎に検討してまいりたいと考えます。</p> <p>例えば、協調融資の機会が多い機関について、個別事業での審査に先駆けて、相互のポリシーの要求水準・運用能力を比較し、協融先のポリシー・手続きに依拠する判断を行える場合に、相手国にとって作業負担が相当程度軽減されると思われれます。</p>

No.	論点番号	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
34.	2.2	P7	これまで、国際金融機関との協調融資案件において、JICAのGL別紙1を満たすことが困難であった事例はあるか。（質）	田辺委員	「環境社会配慮ガイドラインレビュー調査」にてレビューを行ったカテゴリA案件のうち協調融資を実施した事業については別紙1を満たしていることを確認しています。
35.	2.2	P7	世銀、ADBとの協調融資事例を教えてください。（質）	寺原委員	現行JICA GLの下、年間10件程度（世銀、ADB以外を含む）の協調融資案件があります。例えば、「環境社会配慮ガイドラインレビュー調査」でレビューを行ったカテゴリA案件におけるADBとの協調融資案件ベトナム国「南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）」が当てはまります。ADB区間とJICA区間等を予めセットした上での協調融資であり、ADBがEIAの作成支援を行っております。
36.	2.2	P7	世銀、ADBの場合に、コモンアプローチの採用に合意することでよいと考えます。（コ）	寺原委員	いただいたご指摘について今後の参考にします。協調融資機関のポリシーに依拠する場合にはJICA GL上で求められる助言委員会のプロセスや情報公開などJICA特有のプロセスの取り扱いが課題となります。他ドナーと協調融資する場合の環境社会配慮の在り方については、今後検討したいと思います。
37.	2.2	P8	コモンアプローチの採用を進める方向の場合には、重複をなくすという方向で検討するとともに、実際の事例においても重複がなくなるという理解でよいでしょうか。（質）	林委員	ご指摘の通り、重複がなくなるような方向で検討したいと考えておりますが、実際にコモンアプローチに基づく合意を行ったケースはありません。
38.	2.2	P7	JICAが他国際金融機関と協調融資を行う際にこれまでGL適用の観点から運用上何か問題になったことはありますか。（質）	林委員	EIAの公開期間の相違が問題となった事例があります。これまで、全ての事業について、JICAGLを適用し、右に沿った対応を行っております。
39.	2.2	P8	今回検討の遡上にあがっているコモンアプローチの採用は、対象を想定しているドナーが限定されているものですか。それとも限定されていないドナーの範囲を対象としますか。（質）	林委員	限定されていないドナーの範囲を対象としていますが、段階的にまずは想定するドナーを限定して導入する可能性も考えられます。コモンアプローチを実施した事例がないため、対象ドナーの範囲及び方法論については今後検討します。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
40.	2.2	P7	<p>現行のコモンアプローチは、そもそも OECD 加盟国に向けられた「OECD 環境社会デュー・デシリジェンスに関するコモンアプローチ勧告」（2003 年の旧アプローチを、2005 年、2007 年に改定して、その後 2012 年に大幅改定し、2016 年に改定）を基礎とするものであり、各国の公的輸出信用機関向けに、輸出信用の供与にあたって順守すべき環境社会審査手法に関するルールを定めたもの。この勧告は、関連施設、デュー・デシリジェンス、環境影響、社会影響、センシティブな地域等に関する定義を取り上げ、世銀の EHS ガイドラインや IFC のパフォーマンス基準を参照すべき基準として指摘する。しかし、世銀は、2018 年に ESF と ESS 基準に大幅移行したため、この OECD 勧告文章の中でも、まだ修正表現へ対応が十分にとれていないかに見える。同勧告 6～8 号が、対象となる事業案件に対し、センシティブな地域またはその近傍での事業実施、1000 万 SDR 以上の案件、潜在的な環境社会リスク、人権侵害の高い可能性等の条件を要求する。我が国の JBIC、NEXI も加入している。2012 年段階の勧告では、輸出信供与案件へのスクリーニングのカテゴリ A 案件に対し、大規模な住民移転、大規模な用地取得、センシティブな地域と近傍での事業実施、社会、人権、気候変動を取り入れ、IFC のパフォーマンススタンダードの適用をも拡大したとされている。しかし、国際機関が協調融資する場合にコモンアプローチが推奨されてはいるが、世銀の SDF のように、国際機関間において手続きの共通化への具体的な方針がまだ記載されていないとのこと。今後、JICA が国際機関と協調融資を行う場合、本勧告の用語定義にも規定されている</p>	作本 委員	<p>ご指摘の通り、コモンアプローチについては明確に確立された方法論が現状存在するわけではなく、原則的には「尊重するが個別事業の実施においては個別具体の判断を行う」ことを想定しております。</p> <p>ご質問につきましては、</p> <p>①②機関毎の不調和が生じた場合、その埋め方については今後検討がなされるものと考えます。OECD 勧告と IFC のカテゴリ分類との調和化については、当機構としては把握しておらずお答えすることはできません。</p> <p>③については協調相手となる機関が先進国だけに限られるということはないものと思われま。また、④-⑧については、コモンアプローチの方法論が確立していない中、具体的なことをお答えできませんが、個別事業に則した対応になるものと考えられます。</p>

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
			<p>が、世銀、EBRD、アフリカ開発銀行、ADB 等が既に多国籍金融機関として例示されているように、JICA の今後の融資実施あたっては、GL レベルでの協調関係が不可欠となることが予想される。基本的には、国際的なスタンダード化の方向を歩むものと思われる。ただ、ここで、当方の理解不足もあるが、幾つか仮定の課題(不安)を提起したい。</p> <p>① 本勧告の表題に含まれている「環境社会デュー・デシリジェンス」の用語が、例えば、JICA の環境社会配慮分野でまだ馴染んでいないかと思われるが、いかがでしょうか。</p> <p>② 例えば、先日 JICA の全体会合でも議論となったモニタリング結果の公表となると、ADB は認めるが世銀は明記せずといったような異なった立場がある。投融資の事業分野での「手続きの共通化」には、国際機関側が、JICA の GL 側に寄り添うといったような場面が想定されているのでしょうか。万一、不調和が生じた場合、その解決は当事者だけに任されるのでしょうか。コモンアプローチ原則は、どの程度の柔軟性を持ち、強制力をも伴うのでしょうか。例えば、同 OECD の勧告 ANNEX1 では、2100m 以上の滑走路を備えた空港建設（7号）、すべての自動車道・高速道路建設（8号）、都市部を通過するすべての長距離鉄道建設（10号）等の 31 分野を、A カテゴリ案件に含めると例示・紹介しているが、IFC のカテゴリ分類との共通化は、既に図られているのでしょうか。④ JICA は一国ベースでのドナー機関であり、協調融資に関し、国際機関と同歩調で、自国の国策・国益との調和を図りつつ、実施していけるのでしょうか。国際機関による実施と、自国の目的・利益が万一合わないといったよ</p>		

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
			<p>うな場合や摩擦が生じることはないでしょうか。</p> <p>③ 協調相手となる機関は、OECD に加盟する先進国や国際機関だけに限定されるのでしょうか。2014 年段階のネット資料だが、このコモンアプローチを採用する JBIC や NEXI でさえも、環境レビュー結果やモニタリング結果の公表レベルで、米国の USEXIM、カナダの EDC、イギリスの UKEF 等との間での運用状況に違いがあると指摘されている（イー・アンド・イーツリューションズ株式会社、「OECD 環境コモンアプローチの改訂及び国際機関・他国公的機関の環境ガイドラインの動向」、2014 年 3 月、ネット資料 2 3 P）。JBIC や NEXI と同じスタンスに立ちつつ、協調融資を実施する際の JICA にとって、何かしらの困難を伴わないのでしょうか。</p> <p>④ JICA は一国ベースでのドナー機関であり、協調融資に関し、国際機関と同步調で、自国の国策・国益との調和を図りつつ、実施していけるのでしょうか。国際機関による実施と、自国の目的・利益が万々合わないといったような場合や摩擦が生じることはないでしょうか。</p> <p>⑤ 将来、仮に JICA と AIIB との協調融資の実施を想定したような場合、かようなコモンアプローチの議論はいかに展開するのでしょうか。協調の相手が先進国の国際機関ならば、国際水準を確保していけるであろうが、情報公開やステークホルダー協議の持ち方等で、他の機関との考え方が異なる場合、コモンアプローチの下でどのように調整がなされるのかどうか、不安が残る。</p> <p>⑥ 世銀が 2018 年に提起した E S F の枠組みと個々の ESS 基準との関連で、コモンアプローチ下の JICA は、GL の改定の度毎</p>		

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
			<p>に、これらとのすり合わせを常に実施しなければ、単独かつ独自に、GLの改定を実現できないことにならないでしょうか。結果、JICAは、自らのGLに対する独自性と自由度を失うことにならないかどうか不安である。</p> <p>⑦ 世銀とJICAが協調融資当事者となった場合には、それぞれの株主利益保護との関係で、利害衝突する可能性は起こらないでしょうか。</p> <p>⑧ 配布のレビュー調査結果7pの「協調融資」では、「ESS1—10を満たすことが可能と判断される場合、当該事業の環境社会配慮の評価や管理に関するコモンアプローチを採用することが可能となっている」と記述されていますが、他方で、世銀のESF施行後に手続きの詳細化の方針やコモンアプローチを採用した事例がまだ見られないとのことである。JICAとしては、今回のGL改定のタイミングを合わせて、世銀やIFCに沿ったコモンアプローチを性急に取り入れる必要があるのでしょうか。JICAGLと世銀のESH/ESSにおける違いを実質的に埋める作業を確認したり、手続きの共通化への詳細が公表された後に、JICAが取り組むといった方法では遅いのでしょうか。あるいは、どうしてもコモンアプローチの記述がGL中に必要となるならば、今回のJICAGL改定で、例えば、単に「コモンアプローチを原則的に尊重するが、個別事業の実施において個別具体の判断を行う」といったような大原則だけに留めおく必要はないでしょうか。（質・コ）</p>		

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
41.	2.2	P8	協調融資案件におけるコモンアプローチの導入にあたっては、JICA-GLの要件が満たされることについての合意が得られることと、JICA-GLの要件が満たされたことを確認することが可能な状態であることが重要と考えられます。そのうえで、効率性を損なわないようコモンアプローチが導入されるべきと考えます。（コ）	柴田 委員	協調融資機関のポリシーに依拠する場合にはJICA GL上で求められる助言委員会のプロセスや情報公開などJICA特有のルールの取り扱いが課題となります。ご指摘の通り、効率性が損なわれない方向で検討したいと考えておりますが、実際にコモンアプローチを実施した事例がないため、方法論については今後検討したいと考えます。
42.			ADBの規定にある通り、当面は双方のセーフガードを満たす形で対応することになると思われる。その際、双方のレビュー結果（助言内容）を共有するなどして、審査の整合性を確保するとともに、事業や審査の効率化を図るような仕組みが必要と思われる。（コ）	錦澤 委員	ご指摘の通り、重複がなくなるような方向で検討したいと考えておりますが、実際にコモンアプローチを実施した事例がないため、方法論については今後検討したいと考えます。
43.	2.2	p.7	ガイドラインに関係項目を追加することを前提に検討し、適用する場合の要件としてJICAガイドラインで求められる事項の遵守を挙げるとともに、内容についてはADBのSPSを参考に追記すること。（コ）	村山 委員	JICA GLの記載方法等につきましては、検討します。
44.	2.2		コモンアプローチの内容を確認する機会を設けること。一例として、助言委員会での報告が考えらえる。（コ）	村山 委員	ご指摘の通り、コモンアプローチについては個別事業の性質を勘案した上で確認する場を設けることを念頭において検討します。
45.	2.2		コモンアプローチを適用した場合に、JICAガイドラインが求める内容と部分的に乖離した場合の対応を考えておく必要があるように思われる。（コ）	村山 委員	ご指摘のとおり、協調融資機関のポリシーに依拠する場合にはJICA GL上で求められるプロセスや情報公開などJICA特有のプロセスの取り扱いが課題となります。コモンアプローチの方法論は確立していませんので、個別事業の性質に則して検討します。
【2.3 環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA報告書の公開期間／EIA報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ】					
46.	2.3	P1	世銀、ADBが公開する文書は世銀、ADBが自ら作成したものか？事業者が作成したものか？（質）	島委員	世銀やADBの文書について詳細は把握していないため、ご回答は差し控えさせていただきます。公開されている情報によれば、借入人の文書として公開されています。

No.	論点番号	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
47.	2.3	P1	環境当局が求める EIA は国の制度で検討すべき範囲、評価基準が設定されている場合があり、必ずしも JICA/GL の要求を満たすように作成されないと理解。（JICA/GL を満たすような追加的要素を入れると国の制度に沿っていないとして承認されない恐れがある。） その場合は EIA が承認済/未済にかかわらず追加合意が必要であり、承認済 EIA の公開、これらを用いた審査が混乱を招くというのは若干違和感を感じる。（時期の問題ではなく国の制度の問題）（コ）	島委員	ご指摘の通り、EIA は各国に制度があり、これに従った評価が行われることが前提です。これまでのケースでは環境レビューが承認済み報告書で行われるがために、助言等は別途合意せざるをえず、反映できないケースがあったという点について言及しています。
48.	2.3	P6	事業者が承認前 EIA の開示を認めないケースはどの程度あるか？（企業秘密と判断、国の承認プロセスに違反する、等主張するケースを想定します）（質）	島委員	「環境社会配慮ガイドラインレビュー調査」においてはカテゴリ A 案件について、承認済 EIA の公開は全てなされていたことを確認しました。承認前 EIA の開示については不明です。
49.	2.3	P6	論点 2.3.1：本来的には JBIC/GL を満たす見込みであることを開示すべきと思われるところ、EIA の承認済/未済にかかわらず、IFC のようなレビューサマリーを開示するのが実務的ではないか（コメント 46 参照）（コ）	島委員	IFC も含めた他機関の情報公開についても参照しながら、今後の検討します。 なお、現行 GL では環境レビュー結果を合意文書締結後に公開しています。
50.	2.3	P2	環境当局による承認済み EIA を公開後、環境レビューを行う場合には、レビューの結果を EIA に反映させることを事前に日本政府や JICA と現地政府との間で合意しておく必要がある。（コ）	山岡委員	EIA の承認は通常、相手国の環境省が担当しており、レビュー結果を反映させる点につき了解が得られるかどうか、事業毎の対応となります。
51.	2.3	P2	スライド 2 ではあたかも相手国が EIA 報告書と審査時合意事項の両方を確認することが追加的な作業のように記載されている。しかし、ガイドライン 2.8.1.1 では「JICA は、環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する」と規定されており、ガイドラインの本来の趣旨からすれば、EIA 報告書と審査時合意事項の両方を確認することは必然的なことであり、その際 EIA が	田辺委員	ご指摘の通り、EIA に加え合意事項に則り案件監理を行っています。送付資料にて提示している点はいくまで、レビュー調査でのヒアリング結果であり、実施機関内の担当者の変更や引き継ぎの関係から、EIA 以外の合意事項が確認されていないという点が確認されたことを示したものです。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
			修正されなくても問題はないはずである。 JICA の認識を確認したい。（質）		
52.	2.3	最終報 告書 P27	助言が反映されなかった3件については、 いずれも EIA の記述上の問題であり、「環 境レビューの結果を合意文書締結の意思決 定に反映する」と規定したガイドラインの 本来の趣旨と照らせば、問題ではないと考 えられる。したがって、これらの事例のみ に基づいて環境レビューのタイミングを改 訂する根拠は乏しいと考えられる。（コ）	田辺 委員	ご指摘の通りです。送付資料にて提示している点はいくまで、レビュー調査でのヒアリング結果であり、実施機関内の担当者の変更や引き継ぎの関係から、EIA 以外の合意事項が確認されていないという点が確認されたことを示したものです。環境レビューのタイミングを改定するという根拠とは考えていません。
53.	2.3	P1	環境社会配慮文書の公開期間の短縮化につ いては、ステークホルダーによるエンゲ ージメントの機会を制約することになるた め、他の機関の事例のみを持って改悪す るのは妥当ではないと考える。（コ）	田辺 委員	ステークホルダー・エンゲージメントの機会という観点では、現行 JICAGL 施 行時と比べ、相手国の通信環境が大幅に改善されており、また、協力準備調査 が GL 対象となったことで十分に早い段階から情報公開がなされ、ステークホル ダー・エンゲージメントの機会が増している状況等も踏まえた総合的な検討が 必要と考えています。
54.	2.3	P1	Draft EIA のみで（ECC 未取得で）環境レ ビューができないのでしょうか？（質）	寺原 委員	ご指摘の点は可能と考えており、本件の論点にて提示している通りです。
55.	2.3	P1	世銀の ESF では、案の段階での環境社会影 響評価に基づくリスク影響に関する文書の 公開を規定していますが、これまでに通常行 われているのは、案の公開でしょうか、そ れとも案の公開は例外的なものでしょう か。（質）	林委員	世銀の文書について詳細は把握していないため、回答は差し控えさせていただきます。 公開されている世銀 ESF によれば、Para 51 では以下のように案の公開でも可 と記載がなされています。 The Bank will disclose documentation relating to the environmental and social risks and impacts of High Risk and Substantial Risk projects prior to project appraisal. This documentation will reflect the environmental and social assessment of the project, and be provided in draft or final form (if available).
56.	2.3	P6	世銀の ESF との手続き上の違いが現行 GL では生じていると思いますが、この辺りは	林委員	ご指摘のとおりです。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
			上述のコモンアプローチの議論に関係しませんか。（質）		
57.	2.3	P6	EIA 報告のドラフト版を公開し、それに対してコメントが生かされるような仕組みに変更できるのであれば、その方がよいようには思います。なお、難しい場合には、運用上になるかもしれませんが、融資の際の取り決めとして、EIA 報告書に対する助言への回答をきちんと行うようなことを決めておく必要があるかもしれません。（コ）	林委員	ご指摘の点を踏まえ、EIA あるいはその他の文書で助言に係る記載を徹底していくよう引き続き確認します。
58.	2.3	P1	世銀は、ハイリスク・実質的にリスクあるプロジェクトに対してのみ、銀行と合意した方法で、プロジェクト・アプリーザル前に、借入人が公開できる(will)と説明しており、適切な方法で、ステークホルダーへの情報と銀行の意思決定に対し、十分な情報を提供できる（ESS1-52 番）と記述し、ESCP（環境社会コミットメント計画）は、最終かつ最新の文書を公開できると記述する。JICA からの配布文書(論点 2.3 の 3 P のご指摘のとおり、ここには、公開期間等の詳細が記述されていない。（コ）	作本委員	ご指摘ありがとうございます。参考にします。
59.	2.3	P2	JICA 配布資料・論点 2.3 の 2p では、「環境当局による承認済み EIA を公開してから環境レビューを行うことが求められているため、・・・既に環境当局による審査と承認が終わっていることから、・・・相手国等は EIA 報告書と審査時合意事項の両方を確認する必要が生じ、混乱を招くこともある」との重要な問題指摘がある。 EIA の許認可判断は、そもそも相手国政府の行政処分であり、国家主権の発動とも見做される行政行為であり、JICA 側の環境レビューの実施によって、借入国側に混乱が	作本委員	相手国政府の環境社会配慮に係る行政手続きを尊重しつつ、JICA GL に基づく環境社会配慮を行うことが肝要と考えます。ご指摘を参考にします。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
			<p>生じてしまうことは、望ましくないといえよう。この手続き的矛盾を克服するための方策を考える必要があるので、JICAの全体会合での議論をむしろ期待したい。国際機関ならば融資条件としての環境社会配慮の実施と理解できるが、JICAのような一国レベルで行う援助に伴う限界的な課題であるのかもしれない。最上位の契約文書であるローンアグリーメントの中で、環境レビューの実施を通してのドナー側との協議により、環境社会影響の緩和のために追加的な改善条件が付加されたり、これに伴う追加的な経費支出や損失が生じる場合が予想される旨を、予め盛り込んでおく必要があるであろう。ただし、これだけでは、配布資料2pが述べたような追加合意に関する混乱を、完全に回避することはできないであろう。</p> <p>例えば、GL上の「EIA報告書の合意締結120日以前に公開」の期間を変更することで手続き的に調和できる問題なのか、環境レビューの実施方法自体に問題があるのか、全体会議の場で検討する必要があるかと思われまます。承認済のEIA報告書の公開後に、環境レビューで修正を迫る方法はやはり適当でないと考えます。これを適切に回避できる方法を思いつきませんが、例えば、日本側の環境レビューの手続きを変更調整するとか、手続き期間を変更して時間経過の短縮に努めるとかの方法は、何か役立つのでしょうか。再度、JICA側で行う諮問委員会による助言行為(=確認)、環境レビューの性格・目的、公開することの意義を、整理吟味してみる必要があるかと思われまます。(コ)</p>		

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
60.	2.3	P2	情報公開に関する公開文書の範囲として、JICAGL上で、EIA 報告書と ECC、RAPP、IPP の3つがあるとされていますが、世銀の ESS10 の 19 番は、内容的には、借入人が公開すべき対象事項として事業の目的・性格・規模、事業実施期間、ステークホルダー協議等について大まかに述べ、さらに 20 番は、現地語による公開であること、さらにアクセス可能な方法での情報提供の方法について、やはり大まかに述べているに過ぎません。JICA 配布資料論点 2.4 の 4P が取り上げる“Access to Information Directive /Procedure”は、そのパラ 3a の中で、公開前に借入国との間で公開するかどうかを協議すると述べ、各国際機関により、公開に対する立場の違いがある点が明らかだと思われます。（コ）	作本 委員	各機関による情報公開に係る相違点について、参照します。
61.	2.3	P5	環境レビュー前の環境許認可証明書の公開要否が論点（案）5p に述べられていますが、これは、相手国が交付する証明書だと思われますが、混乱回避のための一つの方策かとは理解できます。ただ、仮に公開しなかったりまたは公開を遅らせたような場合、借入国政府による EIA 許認可交付の遅延として、その国の許認可に係る政府機関が批判されてしまう恐れはないでしょうか。この場合、やはり、借入国側の許認可交付といった主権に干渉したとの批判に繋がらなければと思ひます。（コ）	作本 委員	環境許認可証明書については、EIA の承認をもって交付されるものと理解しておりますので、承認され次第公開を求めることは可能かと考えています。
62.	2.3	P6	環境レビューの対象とする文書をドラフト版 EIA とした場合、ドラフト版 EIA に対する住民協議等の情報を環境レビューで確認できなくなる可能性はありますか。（質）	柴田 委員	ご指摘のようなことがないよう、あくまで住民協議等の情報を含めたドラフト版でのレビューを想定しています。
63.	2.3	P6	公開と環境レビューでドラフト版／承認版の要件を変える（例えば、（現行 GL から変更して）ドラフト版での公開を規定し、	柴田 委員	ご指摘の点は本件の論点にて提示している通りです。環境レビューにあたっての環境社会配慮文書として EIA のドラフト版を使用することは可能と考えており、承認版を必須とは考えていません。

No.	論点番号	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
			環境レビューは承認版で行う）ことは可能ですか？（質）		
64.	2.3	P6	ドラフト版 EIA の公開→ドラフト版 EIA に対する住民協議等→環境レビュー→当局による EIA 承認・環境許認可→承認版 EIA・環境許認可証明書の公開→合意文書締結と言う流れとし、公開期間はドラフト版 EIA の公開から起算して 120 日以上、かつ承認版 EIA・環境許認可証明書の公開日から起算して 30 日以上を規定した場合、手続きの効率性を損なう可能性がありますか。（質）	柴田委員	ご指摘の点を含めて検討しますが、オペレーション上難しくなることが想定されます。
65.	2.3	P2	環境レビュー前に EIA 報告書・環境許認可証明書を公開すべきとする現行ガイドラインのねらいは何でしょうか。（質）	錦澤委員	スクリーニング情報や環境レビューに関する重要な情報等を提供していくことにより、JICA 自身の業務の透明性を高め、関係機関、ステークホルダー等第三者からの情報提供をも促すことを目的としています。その観点からは環境許認可証明書がなくとも目的は充足されると考えています。
66.	2.3	P2	上記の理由によりますが、EIA 報告書・環境許認可証明書が確定する前段階（例えば、ドラフト EIS 段階など）で環境レビューを行い、相手国にフィードバックすることが望まれます。事業計画の早期段階になると審査がやりにくい面もありますが、事業計画やアセス方法に反映し易いメリットがあるので、手戻りが少なくなり、総合的にはプラスに働くように思います。（コ）	錦澤委員	ご指摘をありがとうございます。頂いた点を踏まえ、検討します。
67.	2.3		JICA が EIA 等の作成支援を行っていない場合に、追加的な調査事項が生じる場合があるため、EIA 等の報告書ドラフトを公開の対象とし、助言委員会の助言を含めて同報告書への修正意見が反映されるような手続きとすること。（コ）	村山委員	ご指摘をありがとうございます。頂いた点を踏まえ、検討します。
68.	2.3		審査時に追加合意事項があった場合に、環境レビューの報告段階でこの点に関する報告を助言委員会で行うよう明記すること。（コ）	村山委員	現状では、協力準備調査について頂いた助言への対応を環境レビュー方針説明時に、環境レビュー方針についていただいたご助言への対応を助言対応結果としてご報告しています。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【2.4 モニタリング結果の公開義務の要否】					
69.	2.4	P4	<p>IFC の Access to Information Policy には以下記述有り。</p> <p>POST-BOARD DISCLOSURE 41. Environmental and Social Information. For each investment, other than those expected to have minimal or no environmental or social adverse risks and/or impacts, IFC updates the ESRS or SII with the following environmental and social information, as it becomes available: (a) Any ESAP required by IFC that has been produced after approval of the investment by IFC's Board of Directors (or other relevant internal authority); and (b) The status of implementation of the ESAP, where required by IFC. For Category A and B investments, IFC will also make available, if applicable: (c) Any ESIA reviewed by IFC, as they become available; and (d) Third-party monitoring reports, where required by IFC, in accordance with the Performance Standards.</p> <p>(コ)</p>	島委員	IFC の Access to Information Policy も参照します。
70.	2.4	P6	<p>論点 2. 4 : モニタリング結果公開は本質的には「影響を受ける可能性がある住民等に対し、想定された影響が適切に管理されていることを示す」ためのものと思料。その点を考えると「相手国で一般に公開されている範囲」よりも一歩踏み込んで、「JICA が審査の中で重大と判断したリスクについて実施機関に公開を求める/JICA が公開する」といったアプローチを検討すべきではないか。(コ)</p>	島委員	<p>現行 JICA GL に基づき実施している事業については、環境社会配慮上のリスクと考えられる点につきモニタリング項目を設定しています。「相手国で一般に公開されている範囲」というのはモニタリング項目ではなく、公開する対象についての相手国の合意事項について記しているものです。</p>

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
71.	2.4	P 2~5	国内法で求められていないことや実施機関の情報公開方針により、上記文書を非公開とする実施機関が複数あり、この理由として、先方政府の政策法律上の理由等により、未合意に至った点は改善の余地がある。事業実施の条件として情報公開の合意はできないか？（コ）	山岡 委員	相手国の情報公開に未合意である案件については、国内法で求められていない場合の他に、実施機関の情報公開方針により、モニタリング結果を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられます。 JICAでは、環境レビュー段階等の機会に、GLに基づき相手国等に対してモニタリング結果の公開を継続的に求めています。その結果、GL施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業で環境及び社会の両方のモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計36案件中4件、社会モニタリングを必要とする計15案件中4件のみでしたが、2017年度には、環境モニタリングを必要とする計38案件中20件、社会モニタリングを必要とする計14案件中12件となっています。また、公開合意が得られた案件については、レビュー調査結果として示しましたように、ほぼ全ての案件で公開されていることを確認しています。今後もGLに基づき相手国等から公開合意が得られるよう働きかけを行いつつ、モニタリング結果の公開を進めます。
72.	2.4	P 2~5	特に、バングラデシュは、情報公開されている案件が少ない。国別の対応が必要ではないか？公開の合意ができない理由はできるだけ文書で確認するべきではないか？（コ）	山岡 委員	バングラデシュについても上記71番にて回答した通り、公開合意が得られるよう働きかけを行いつつ、モニタリング結果の公開を進めます。
73.	2.4	P 2~5	モニタリング結果は公開されていないが（NA）、JICAには報告されている場合がある。それらを区分して表記できないか？その方が、JICAの信頼性が増すと思われる。（コ）	山岡 委員	ご指摘の点について、検討します。
74.	2.4	P3	非公開のモニタリング報告書について、JICAが先方実施機関にコメント、質問等何らかのリアクションをした数などを教えてください。（質）	寺原 委員	モニタリング報告書は提出までに、施工業者及びコンサルタント、コンサルタントと実施機関、実施機関とJICAのやり取りがあるので、数までは把握していません。
75.	2.4	P6	なお、モニタリング報告書自体はJICAに提供されていると思うので、JICAに提供されたことは公開できるように変更してはどうでしょうか。（コ）	林委員	ご指摘の点について、検討します。
76.	2.4	P 2~5	対象プロジェクトのEIAやRAPの最新の公開報告がない場合には、可能な限り、過去に公開された報告に関する情報を示してはどうか？（コ）	山岡 委員	2019年8月の全体会合でお知らせした通り、過去のモニタリング結果もアップロードすべく、順次対応中です。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
77.	2.4	スライド5及びモニタリング段階にある案件の進捗について（2020年1月10日版）	2017年以降の締結案件のうち、フェーズ1第一期事業においては、すべて環境モニタリング結果の公開がなされているように見えるが、社会モニタリング結果の公開に関する合意が得られなかったフェーズ1第一期事業は、グアナカステ地熱開発セクターローン（コスタリカ）、ティラワ経済特別区（Zone B 区域フェーズ1）（ミャンマー）、グジャラートアラソシア地区シップリサイクル環境管理改善事業（インド）、トゥルガ揚水発電所建設事業（インド）のわずか4件のみとなっているが、この理解は正しいか。なお、インドについては他案件では社会モニタリングも公開されているため、制度上の理由というよりは実施機関の意向によるところが大きいものと理解できるが、いかがか？以上を踏まえると、モニタリング結果公開を求めることの障害は低いと考えられるがいかがか。（質）	田辺委員	ご指摘のスライドについては、カテゴリAに関して取り纏めたものです。相手国の情報公開に未合意である案件については、国内法で求められていない場合の他に、実施機関の情報公開方針により、モニタリング結果を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられます。
78.	2.4	P4	モニタリング結果の公開については、ADBの先進的政策に倣って、JICAにおいても公開を要件とするべきである。（コ）	田辺委員	世銀、ADB等のモニタリング結果の公開規程の要点について、参照します。
79.	2.4	P5	公開されているものでも、1年前のものがやっと提出されるなど、一般的に遅い。（コ）	寺原委員	引き続き、各国事業主体にはモニタリング結果の迅速な報告を働きかけます。
80.	2.4	PPT6	相手国の国情もありますので、可能な範囲でモニタリング結果の公開を行ってほしいです。（コ）	林委員	相手国に対しては情報公開を働きつつ、公開に係る合意が得られた事業については適切に情報公開を行っていきます。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答	
81.	2.4	P6	<p>世銀のESF(環境社会フレームワーク)では、ESCP(環境社会コミットメントプラン)の作成を強く打ち出しています。世銀ESS-1の36番、45番によると、環境社会のパフォーマンスモニタリングは、借入人に対しての法的合意に基づく責務だと位置付けており(ESS1-Guidance Note16P)、モニタリングの方法や程度は世銀との合意事項だと規定しております。世銀は、ESCP報告書の作成を融資条件の一つに含めているかに見えます。同ESS-1の46番はモニタリング報告の内容について、さらに47番では年最低一回以上のモニタリング報告の定期的提出を要求し、48番は銀行職員に対するサイト訪問への便宜供与、49番は環境やコミュニティーに対して負の環境影響を与えた場合や事故発生等への迅速な対応や報告を要求するとあります。JICAが一国援助の立場から被援助国に対し、かように強い姿勢で臨めるものかどうか、心配です。(コ)</p>	作本委員	<p>ご指摘の点、参考にします。世銀が新たに導入したESCPの取り扱いについてはJICAと借入人との通常の交渉・合意プロセスに照らして慎重な検討が必要と考えます。</p>	
82.	2.4	P5	<p>JICAはモニタリング結果の公開を積極的に実施し、これまで増加傾向の実績をも示し、成果を挙げてこられました。ADBはこの公開を規定化しているとのことですが、大半の国際機関は規定化までは踏み込んでおらず、世銀では、借入人との間で合意できた場合にのみ公開するとのことです。</p> <p>多くの途上国での情報公開は、国内法下でも、国際法の下でも、必ずしも徹底されている訳でもなく、また、借入国の政治状況は様々であり、公開の手続きさえ全く欠いた国も多々あります。そこで、JICAのスタンスとしては、情報公開を基本原則に据えつつ、併せて、公開への働きかけがよりし易くなるようなGLの整備が好ましいか</p>	作本委員	<p>モニタリング結果の公開推進について、JICAは既に大きな成果を収めてきているので、公開をさらに推進する上で、役立つ方策があれば、その支援方法をGLに追加する。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。頂いた点、参考にします。</p>

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
			<p>と思います。もちろん JICA にとっては負担ある作業となるでしょうが、地道、民主的かつベストな方法かと思われます。結果、借入国の国情にも JICA は配慮したとの反応が生まれ、好ましいと思われます。JICA は、既にこの分野で大きな成果を挙げてきておられ、日本の環境外交の方式にも叶っているかと考えられます。（コ）</p>		
83.	2.4	P6	<p>公開の合意を協力事業の要件とした場合にどのような種類、どの程度の弊害が想定されますか。（質）</p>	柴田委員	<p>相手国の情報公開に未合意である案件については、国内法で求められていない場合の他に、実施機関の情報公開方針により、モニタリング結果を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えます。JICA では、環境レビュー段階等の機会に、GL に基づき相手国等に対してモニタリング結果の公開を継続的に求めています。その結果、GL 施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業で環境及び社会の両方のモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010 年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計 36 案件中 4 件、社会モニタリングを必要とする計 15 案件中 4 件のみでしたが、2017 年度には、環境モニタリングを必要とする計 38 案件中 20 件、社会モニタリングを必要とする計 14 案件中 12 件となっています。また、公開合意が得られた案件については、レビュー調査結果として示しましたように、ほぼ全ての案件で公開されていることを確認しています。今後も GL に基づき相手国等から公開合意が得られるよう働きかけを行いつつ、モニタリング結果の公開を進めます。</p>
84.	2.4		<p>相手国の法令等の理由でモニタリング結果が公開できなかった場合（現行生じている事態）、我が国の国民への説明責任として問題が生じると考えられますか。（質）</p>	柴田委員	<p>ご指摘の点につきましては、公開に合意していない案件も JICA はモニタリング結果を確認しており、問題や課題については指摘し、実施機関に検討を促します。</p>

No.	論点番号	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答	
85.	2.4	全体	モニタリング結果を含むアセスメントの関連図書は、相手国の制度や裁量的判断に委ねず、希少種の保全などの特殊事情を除いて、原則、公開すべきと考えます。アセス図書の公開・データベース化は国内外で取り組みが進められつつあり、開発援助の分野でも積極的な導入が望まれます。情報公開により、予測・評価技術の高度化、不確実性への対応、説明責任の確保、類似事業への活用によるアセス効率化、累積的影響への対応など、さまざまなメリットがあり、相手国のアセスメント制度の発展にもつながることが期待できます。（コ）	錦澤委員	モニタリング結果の公開を原則にすべきとの意見	相手国の情報公開に未合意である案件については、国内法で求められていない場合の他に、実施機関の情報公開方針により、モニタリング結果を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えます。JICAでは、環境レビュー段階等の機会に、GLに基づき相手国等に対してモニタリング結果の公開を継続的に求めています。その結果、GL施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業で環境及び社会の両方のモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計36案件中4件、社会モニタリングを必要とする計15案件中4件のみでしたが、2017年度には、環境モニタリングを必要とする計38案件中20件、社会モニタリングを必要とする計14案件中12件となっています。また、公開合意が得られた案件については、レビュー調査結果として示したように、ほぼ全ての案件で公開されていることを確認しています。今後もGLに基づき相手国等から公開合意が得られるよう働きかけを行いつつ、モニタリング結果の公開を進めます。
86.	2.4	P5	公開合意が得られなかったケースの説明として、先方政府の「政策法律上の理由」とありますが、「政策法律上」とはどのような意味でしょうか。またその理由は合理的な理由といえるのでしょうか。（質）	錦澤委員	非公開とする理由の合理的根拠を明確化すべき	相手国の情報公開に未合意である案件については、国内法で求められていない場合の他に、実施機関の情報公開方針により、モニタリング結果を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えます。個々の事業実施機関により、理由は異なることが多いと考えますので、情報公開を促す際に確認するよう努めます。
87.	2.4	全体	86.で述べた通り、原則公開としたうえで、非公開とする条件を整理する。（相手国の制度や裁量的判断ではなく、非公開とする合理的な根拠）（コ）	錦澤委員	非公開とする理由の合理的根拠を明確化すべき	相手国の情報公開に未合意である案件については、国内法で求められていない場合の他に、実施機関の情報公開方針により、モニタリング結果を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えます。個々の事業実施機関により、理由は異なることが多いと考えますので、情報公開を促す際に確認するよう努めます。
88.	2.4	全体	（決定事項だったかもしれませんが）JICAホームページ上で公開する場合、最新のモニタリング結果だけでなく、過去のデータも含めてアップロードすることが望まれます。（コ）	錦澤委員	経年変化が示された方が状況の正確な理解につながるため	2019年8月の全体会合でお知らせした通り、過去のモニタリング結果もアップロードすべく、順次対応中です。

No.	論点 番号	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
89.	2.4		<p>現行のガイドライン3.2.2の7では、「JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。」となっているが、ADBの例に従い、A案件については原則公開、B案件のうち必要と判断される案件は公開するとしてはどうか。また、公開しない場合の理由を公開することを前提としてはどうか。（コ）</p>	村山 委員	<p>相手国の情報公開に未合意である案件については、国内法で求められていない場合の他に、実施機関の情報公開方針により、モニタリング結果を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えます。個々の事業実施機関により、理由は異なることが多いと考えますので、情報公開を促す際に確認するよう努めます。</p>
90.	2.4		<p>公開内容に関して、A案件およびB案件のうち必要と判断される案件については、モニタリング内容の公開の有無にかかわらず、相手国からの報告書の受付状況やJICAの確認状況を公開する方向で検討すること。（コ）</p>	村山 委員	<p>ご指摘の点、検討します。</p>